

社会教育調査 オンライン回答 利用ガイド

オンライン回答は、基本情報（施設番号、施設名等）が自動入力、合計値が自動計算されるなど、回答の負担が軽減されるとともに、誤記入等も防げる非常に便利な回答方法です。本ガイドをご覧ください、是非**簡単・便利なオンライン回答**をご利用ください！

回答送信までの4ステップ

STEP1

- アドレス(URL)欄に「<https://www.e-survey.go.jp/>」と入力。
- 政府統計オンライン調査総合窓口を開き、「**ログイン画面**」ボタンをクリック。
- 政府統計コード欄
統計調査名の一覧から「**社会教育調査**」を選択するか、直接「**8KN8**」と入力。
- 調査対象者ID欄とパスワード欄
配布されたログイン情報を入力し、「**ログイン**」ボタンをクリック。

STEP2

- 初めてログインする場合は、パスワードの変更画面が開きますので、**任意のパスワード**を入力し、「**変更**」ボタンをクリックします。
- ※任意のパスワードは、**大文字・小文字・数字の3種類で8文字以上**とする必要があります。
- ※次回以降ログインする際には、ここで設定したパスワードが必要となりますので、**メモ**を忘れずをお願いします。

STEP3

- 住所、郵便番号、施設名、メールアドレス等を入力し「**登録**」ボタンをクリック
 - 確認画面で内容を確認し、「**調査票一覧へ**」をクリック。
- ※特に**メールアドレスの誤入力**にご注意ください。誤入力の場合は、登録確認メールが届きません。
- ※住所、氏名等にはいわゆる**環境依存文字**(旧字体等)は使用できませんのでご注意ください。

STEP4

- 調査票一覧画面で、回答したい「**調査票名**」をクリックします。
- 調査票がダウンロードされましたら、「**回答を開始する**」から回答を開始します。**すべての項目の回答入力**が完了し「**回答送信**」をしたら完了です！

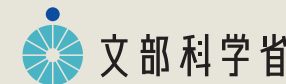
期日までの回答にご協力をよろしくお願いします！

文部科学省総合教育政策局参事官（調査企画担当）付
東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省ホームページ（社会教育調査）
http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa02/shakai/index.htm

（発行日）令和6年



政府統計



令和6年度

社会教育調査

令和6年10月1日現在で、社会教育調査を行います。

社会教育調査とは？

- 我が国の社会教育に関する最も重要な統計調査です。
- 社会教育に関する様々な施策のための基礎資料を得ることを目的としています。
- 昭和30年度以来約3年ごとに行われており、今回が22回目となります。
- 「統計法」に基づく基幹統計調査です。

貴施設が調査対象となっています。

- お忙しいところ恐縮ですが、調査の趣旨を御理解いただき、調査票に御記入ください。
- 本調査の対象は、都道府県・市町村教育委員会・公民館（公民館類似施設を含む）・図書館（図書館同種施設を含む）・博物館（博物館類似施設を含む）・青少年教育施設・女性教育施設・体育施設・劇場、音楽堂等・生涯学習センターです。
- 設置者（国立・公立・私立）に関わらず、全ての施設が対象です。

調査の回答は、インターネットで行えます。

- 紙の調査票への転記や郵送が不要です。
- 自動審査機能により、入力漏れや誤記入を防ぐことができます。
- 前回調査（令和3年度調査）時の回答と照らし合わせて回答できます。

回答内容は保護されます。

「統計法」により、調査関係者が個々の調査票の記入内容を他に漏らしたり、統計を作る目的以外に調査票を使用することは固く禁じられています。

分からないことがあったら

調査の内容、調査票の記入の方法などについては調査票を配布した教育委員会に、インターネットによる回答の方法については下記の文部科学省ヘルプデスクにお問い合わせください。

文部科学省
ヘルプデスク

☎ 050-3504-1560
✉ mext_onlinehelpdesk@imagination.co.jp
受付時間：土・日・祝日を除く8:30～12:00、13:00～18:15



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用

調査対象は、 全国の社会教育 関係施設です。

- 都道府県・市町村教育委員会
- 公民館(公民館類似施設を含む)
- 図書館(図書館同種施設を含む)
- 博物館(博物館類似施設を含む)
- 青少年教育施設
- 女性教育施設
- 体育施設
- 劇場、音楽堂等
- 生涯学習センター



Q2

私の施設は社会教育施設
ではないのですが、
対象でしょうか？

A

必ずしも施設設置の
目的が社会教育でなくとも、
当該施設の役割が社会教育・
生涯学習の振興に資する
ものであれば、調査対象と
なります。



Q3

私の施設は博物館では
ないのですが、
対象でしょうか？

A

登録博物館(博物館法第2条)や
指定施設(博物館法第31条第1項)
以外の施設であっても、博物館の
事業に類する事業を行い、規模が
一定以上の施設は、調査対象
となります。

Q1

どうして私の施設が
調査対象なの？

A

社会教育調査の調査対象は、
全国の社会教育関係施設
(国立・公立・私立)です。



Q6

社会教育調査の結果は
どのように
利用されるの？

A

この調査の結果は、
社会教育行政及び
生涯学習の振興に資する
ための諸施策の検討・立案の
ための基礎資料となります。



調査は法律に基づいて 行われます。

- 社会教育調査は「統計法」に基づく
基幹統計調査です。
- 「統計法」では、正確な統計を作成する
ために、次のようなことが定められて
います。
 - ① 調査票の記入及び提出の義務
(報告義務)
 - ② 調査関係者の守秘義務
 - ③ 調査票の統計目的以外への使用禁止
- 提出いただいた調査票は厳重に管理し、
回答内容については他に漏らしません。

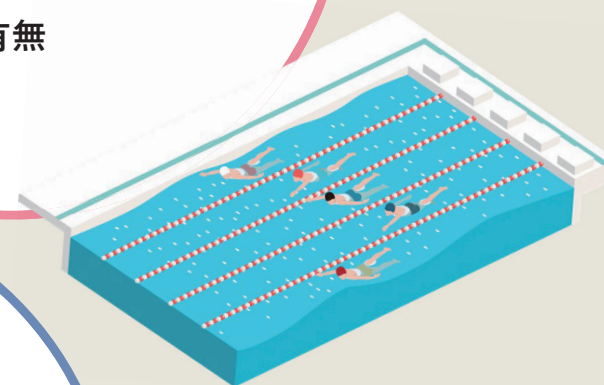
Q5

新たに追加された
調査項目は
ありますか？

A

令和6年度調査から、
以下の調査項目が追加となりました。

- ・PFI法による整備等の有無
(公立のみ)
- ・無線LANの有無



Q4

私の施設は私立の
スポーツ施設
なのですが、
対象でしょうか？

A

調査の範囲として
「一般の利用に供する
目的で民間が設置した
体育館、水泳プール、
運動場等」が対象と
なります。



使ってください調査結果

インターネット

詳しい調査結果は
文部科学省のホームページ
(<http://www.mext.go.jp/>)に掲載します。

各種報道機関

調査結果の概要はテレビ・ラジオや
新聞などの報道機関にも提供しています。